

葛飾区監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年度第2回定期監査（教育委員会事務局及び学校）の結果に基づき講じた措置について、葛飾区教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年3月23日

葛飾区監査委員	今 關 総一郎
同	反 町 直 志
同	工 藤 きくじ
同	江 口 ひさみ

令和3年度第2回定期監査(教育委員会事務局及び学校) の結果に基づき講じた措置について

1 契約事務を適正に行うべきもの

[指摘事項] 契約手続を行う前の発注 (北野小学校)

「新聞購入(1月～2月分)」(8,400円)について、契約手続を行わないまま発注し、納品させていた。

葛飾区契約事務規則第43条により、「契約担当者は、競争入札により落札者が決定したとき又は随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を2通作成しなければならない。」とされ、さらに、同規則第74条の2では、「契約の締結の請求、通知等の経理については、別に定める場合を除き、財務会計システムにより行うものとする。」とされている。今後このような不適正な事務処理が行われることのないよう、契約事務に関する処理手順の確認を行うとともに、チェック体制を強化されたい。

【講じた措置】

今回の指摘事項における問題は、本来12月までに支出負担行為の決裁及び契約締結を済ませておかなければならなかったにも関わらず、事務担当者が失念していたことが原因である。

再発防止策として、このたびの新聞購入のケースのように年間を通じて最初から購入することがわかっている場合には、事務担当者は予め月別でリストを作成し、財務会計システムで伝票を起票した際にチェックすることにより、適宜確認できる体制を構築していく。さらに、このリストを管理職と共有することにより、ダブルチェックできる環境を整え、事務処理に遺漏がないようにする。

このように、事務担当者と管理職で連携を取り、チェック体制を強化し徹底していくことで、再発防止に努めていく。